

## 副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱

令和 2 年 4 月 1 日  
商工観光労働部商工政策課

(趣旨)

第 1 条 県は、副業・兼業人材の活用による企業の生産性向上と関係人口の創出・拡大を推進するため、予算で定めるところにより、事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する事業者のうち、「宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じて副業・兼業人材を活用したことがない者であること。
- (2) 県等の補助金等の不正受給処分がなされていないこと又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- (3) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。
- (4) 同一の事業について、国、県等から他の補助金を受けていないこと及び受ける予定がないこと。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (7) 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (8) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、副業・兼業人材とは、プロフェッショナル人材事業を通じたマッチング先企業の生産性向上や競争力強化などの企業課題の解決を図り、「攻めの経営」を実現するために必要な能力や経験、専門性を有している人材のことで、業務委託契約等に基づきその業務に従事する者をいう。

(補助対象経費及び補助率等)

第 4 条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補

助率及び補助額等は、別表 1 及び 2 のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第 6 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書及び同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号によるものとし、同条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 副業・兼業人材の履歴書
- (2) 業務委託契約等を証する書類（契約書等の写し）
- (3) 履歴事項全部証明書又は、事業所が県内に存することを証する書類の写し
- (4) 第 2 条第 5 号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から 3 か月以内のもの。写しでも可。）
- (5) 第 2 条第 6 号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第 3 号）
- (6) 誓約書（別記様式第 4 号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第 7 条 規則第 5 条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第 1 条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第 8 条 規則第 8 条第 1 項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第 9 条 規則第 10 条第 2 項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、企業訪問回数や交通手段の変更等、事業の趣旨を変えない内容の変更又は補助対象経費及び補助金額の 20 パーセント以内の減額とする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第5号)
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遂行困難等報告書(別記様式第6号)及び補助事業の遂行状況を記載した書類

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、補助金精算払請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
  - (2) 収支決算書(別記様式第2号)  
※ 収支決算書には支出したことを証明する書類等を添付すること。
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る副業・兼業人材活用促進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る副業・兼業人材活用促進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る副業・兼業人材活用促進事業補助金から適用する。

別表 1

補助対象経費	補助事業者が、副業・兼業人材を活用することに伴い負担する別表 2 の経費 同時に複数人の活用を開始した場合は、その中の 1 人分のみの経費を補助対象とする。
補助率	10分の 8 以内
補助額	50万円以内 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
補助対象期間	交付決定日から交付決定日の属する年度の 2 月末日までに、補助事業者が支払いを完了した経費に限る。 なお、副業・兼業人材との契約期間は 6 か月を上限とする。

別表 2

区分	補助対象経費
紹介手数料	・ 副業・兼業人材の紹介に係る登録人材紹介事業者に支払う紹介手数料
報酬	・ 副業・兼業人材が業務に従事する場合に当該人材に支払う報酬
交通費	・ 副業・兼業人材が業務に従事するため、就業地（宮崎県内に限る）まで公共交通機関で移動する際の交通費。 ・ 経済的かつ合理的な経路及び方法によって移動した場合の費用を上限額とし、往路と復路をそれぞれ対象とする。 ・ 1 回の往復移動に伴う交通費の実費負担の合計額が 1 万円未満の場合は宿泊費を含めた全体を対象外とする。
宿泊費	・ 副業・兼業人材が業務に従事するため、就業地（宮崎県内に限る）で宿泊する際の宿泊費。 ・ 1 泊当たり 9, 8 0 0 円を上限額とする。 ・ 前泊は、前泊しなければ就業時間に間に合わない場合に限り補助対象とし、後泊は、就業後移動手段がない場合に限り補助対象とする。